

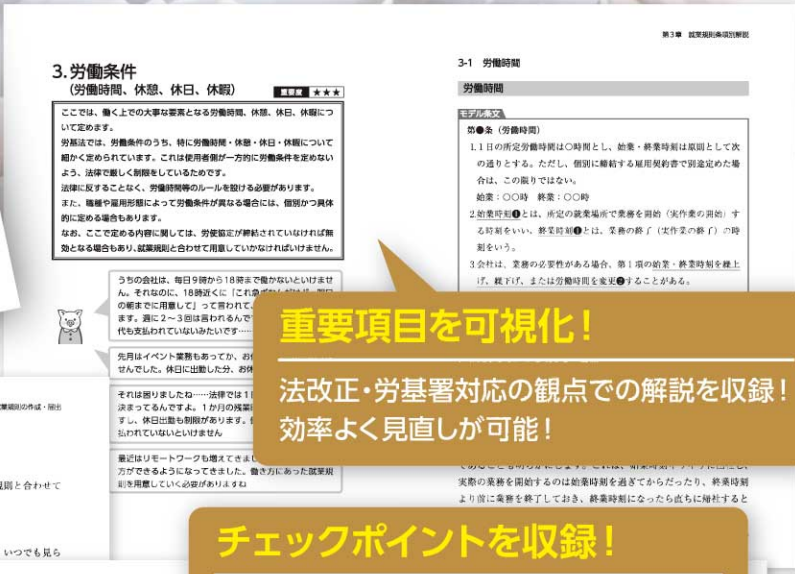
# 企業の人事労務担当者の方必見!

便利な就業規則・付属規程のひな型を収録!  
ダウンロード可能!

## モデル条文・チェックリスト すぐできる **ポストコロナの** **就業規則見直しの実務**

「新しい生活様式にもとづく働き方」への対応が  
企業に求められている今、人事労務担当者として  
「どのように」「何に気を付けながら」  
対応すればよいか分かる!

成澤紀美 著 (社会保険労務士法人スマイング代表)  
A5判・328頁 定価2,970円(本体2,700円+税10%)



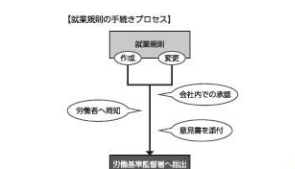
**重要項目を可視化!**

法改正・労基署対応の観点での解説を収録!  
効率よく見直しが可能!

**チェックポイントを収録!**

項目ごとに内容を確認可能!  
自社の状況に合った見直しをすぐに行える!

就業規則の手続きプロセスを把握する



就業規則の手続きは、具体的に、以下の流れで行っていただきます。

- (1) 就業規則を会社に作成する  
・ 現行の就業規則  
・ 作成スケジュール  
・ 労働条件  
・ 企業の状況  
・ 現行の就業規則
- (2) 過半数職員  
・ 労働者代表  
・ 会社へ提出  
・ 労働者代表

**イラストや図表を登載!**  
より深い理解を助ける構成!  
押さえるべきポイントを直感的に理解できる!

労働者代表の選出方法

- Point: 1. 労働者代表は、労働者代表以外で、過半数以上を占めること  
2. 労働者代表を選出する際の「過半数」のすべての人を算定に入れるべき

コラム

**副業・兼業に関する裁判**  
副業等に関する裁判を掲載します。主として、  
◆マンナ労働事件 (平24.7.13京都地裁)  
運送会社が、準社員からアルバイト許可申請を求めたことについて、後2回については不許可の理由はなく、不法行為に基づく損害賠償責任の一部認許 (認許率約40%) をした事案。  
◆地裁労働部事件 (認許率約40%) (平20.12.5東京地裁)  
教員が無許可で専門学校講師などの兼業に従事し、講義を休講したことを理由として行われた懲戒処分について、副業は時間外に行われており、本業への支障は認められず、無効とした事案。  
◆平15年労働事件 (平13.6.5東京地裁)  
運送会社の準社員が、2回の賃金滞りによるアルバイトをしたことを理由とする解雇に際して、職歴を重視し、懲戒処分を無効とした事案。  
◆小川建設事件 (昭57.11.19東京地裁)  
毎日6時間程度のキャバレーでの無断解雇を理由とする解雇について、兼業は深夜に及ぶものであって労働時間のアルバイトの確保を阻害するものであり、社会通念上、会社への業務の遂行に何らかの支障を及ぼす可能性が高いことから、解雇有効とした事案。  
◆橋元運輸事件 (昭47.4.28名古屋地裁)  
会社の管理職にある従業員が、副業には関与していないものの親戚会社の取締役兼社員に就任したことは、懲戒処分には当たらないと、無効とした事案。  
(参考) 在宅での秘密保持義務に関する裁判例  
◆西尾運輸事件 (昭55.2.18東京地裁)  
労働者が労働契約に基づき労働を提供するほか、他業種により使用される業務上



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

はじめに

## 第1章 就業規則の構成と役割

## 第2章 就業規則の作成・届出

## 第3章 就業規則条項別解説

1. 総則
2. 人事
3. 労働条件（労働時間、休憩、休日、休暇）
4. 賃金
5. 服務規律・安全衛生
6. 表彰・懲戒、解雇、退職、定年

## 第4章 業界別就業規則の作成ポイント

IT 業界／運送業界／医療・介護業界／建設業界／  
飲食業界／小売業界

## 第5章 付属規程の概要

育児・介護休業規程／ハラスメント防止規程／  
ストレスチェック規程／感染症対策規程／  
副業・兼業規程／テレワーク管理規程／  
ソーシャルメディア利用規程

### 【1年単位の变形労働時間制に関する労使協定の記載例】

#### 1年単位の变形労働時間制に関する労使協定書

〇〇工業株式会社（以下「会社」という）と〇〇工業株式会社従業員代表 労働本部（以下「従業員代表」という）は、1年単位の变形労働時間制に関し、次のとおり協定する。

#### （期間）

第1条 所定労働時間は、1年単位の变形労働時間制によるものとし、1年を平均して週40時間を超えないものとする。  
变形期間には、1ヶ月ごとの区分期間を設ける。区分期間は、起算日から1ヶ月ごとの期間とする。

1日の所定労働時間は、8時間00分とし、始業・終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。  
始業：8時30分 終業：17時30分  
休憩：12時00分～13時00分

#### （起算日）

第2条 变形期間の起算日は、令和〇年〇月〇日とする。

#### （休）

第3条 4月の休日は別紙カレンダーのとおりとする。  
5月以降の毎月については、従業員代表の同意を得て、各月の初日の30日前に勤務表を作成して特定する。勤務表は作成し次第、従業員に配布する。

（5月以降の各月の所定労働日数と所定労働時間）  
第4条 5月以降の各月の所定労働日数と所定労働時間は次のとおりとする。

月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
所定労働日数	21日	21日	21日	21日	21日	21日
所定労働時間	168時間	176時間	168時間	168時間	168時間	184時間

（期間外手当）  
第5条 会社は、第1条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合は、期間外手当を支払う。

（対象となる従業員の範囲）  
第6条 本協定による变形労働時間制は、次のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

- (1) 18歳未満の年少者
- (2) 妊娠中又は産後1年を経過しない女性従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者
- (3) 育児中の専任を行う従業員。職業訓練又は教育を受ける従業員その他特別の配慮を要する従業員に該当する者うち、本制度の適用免除を申し出た者

#### （特定期間）

第7条 特定期間は定めないのである。

#### （有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、起算日から1年間とする。

令和〇年〇月〇日

〇〇工業株式会社 代表取締役 山田 〇

就業規則は書籍に掲載されてるURLからダウンロードできます

### 育児・介護休業規程

DL

育児・介護休業規程は、就業規則本則からの委任に基づいて定められる規程です。

育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護のための休暇は、労基法89条1号の休暇に該当するものであり、短時間勤務制度は同法の始業及び終業の時刻の規定であることから、これらは就業規則の絶対的記載事項と考えます。育児・介護休業法に基づく諸制度は、厚生労働省告示（平21厚労告509）でも、労働者がこれを容易に取得できるようにするため、あらかじめ制度が導入され、規則が定められるべきであるとされています。

#### (1) 仕事と家庭の両立支援を進めていくことが重要

育児・介護休業法は、仕事と家庭生活の両立との趣旨から男女の区別なく各種制度を定めており、均等法でも法改正を重ね、セクシュアルハラスメントの対象が女性に限らず男性も含まれるなど、男女平等の取扱いが進められています。しかし、次世代の育成という育児の問題や、先世代の介護という問題は、未だ女性が担うことのほうが多い現状といえます。

雇用面では、少子化の急速な進行による労働人口の減少が、社会経済に深刻な影響を与えます。一方で、子育て、介護、家庭生活を営む

付属規程は「DL」と記載のあるものは、書籍に掲載されてるURLからダウンロードできます

といった人生の各段階に応じて、男女ともに多様な働き方の選択を可

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!

## 申込書〈第一法規刊〉

モデル条文・チェックリストですぐできる  
ポストコロナの就業規則見直しの実務

●定価2,970円（本体2,700円＋税10%）【コード076356】

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

（いずれかを✓で選択ください。） 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒

ご住所

機関名

部署名

公用

私用

フリガナ

TEL

ご氏名

様

E-mail

@

お客様の個人情報の  
取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php）からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

## 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

### ■宛先

〒107-8560

東京都港区南青山2-11-17

第一法規株式会社

FAX.0120-302-640

書店印